

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成23年6月30日(木)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課

目 次

1	障がい者制度改革推進会議等の状況について……………	1
2	全国障害児・者等実態調査(仮称)について……………	5
3	第3期障害福祉計画について……………	37
4	平成23年度障害者総合福祉推進事業に係る2次募集について……………	49

1 障がい者制度改革推進会議等の状況について

(1) 障害者制度改革について

障害者制度改革については、平成21年12月8日、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、本部の下で平成22年1月から「障がい者制度改革推進会議」において、制度改革に向けた議論が行われているところである。

「障がい者制度改革推進会議」では、これまで33回に渡り議論が行われ、平成22年6月7日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」、同年12月17日に「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が提出されたところである。

平成22年6月29日には、第一次意見を踏まえて、政府として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定したところである。

(2) 障害者基本法の改正について

障害者基本法の改正に関しては、「障害者基本法の一部を改正する法律案」が本年4月22日に国会に提出され、現在審議されているところである。

また、この閣議決定において、障害者総合福祉法（仮称）については、平成24年通常国会への法案提出、平成25年8月までの施行を目指すこととされている。そのため、「障がい者制度改革推進会議」の下に昨年4月から「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設置され、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けて検討が行われており、本年8月を目途に新法の骨格が提言される予定となっており、厚生労働省としては、これを踏まえて、平成24年の通常国会に法案を提出できるよう検討を進めていく予定としている。

(3) 障害者総合福祉法（仮称）の検討について

障害者総合福祉法（仮称）の検討にあたり、昨年10月から12月までを第1期として、6つの部会作業チーム（法の理念・目的、障害の範囲と選択と決定～障害の範囲、障害の範囲と選択と決定～選択と決定・相談支援プロセス（程度区分）、施策体系～訪問系、施策体系～日中活動とGH・CH・住まい方支援、施策体系～地域生活支援事業の見直しと自治体の役割）と、「障がい者制度改革推進会議」との3つの合同作業チーム（就労（労働及び雇用）、医療、障害児支援）において議論が行なわれ、本年1月25日に作業チームより検討結果の報告が行われた。本年2月からは第2期として5つの部会作業チーム（障害の範囲と選択と決定～選択と決定・相談支援プロセス（程度区分）、地域移行、地域生活の資源整備、利用者負担、報酬や人材確保等）と3つの合同作業チーム（就労（労働及び雇用）、医療、障害児支援）において議論が行なわれ、本年6月23日に作業チームより検討結果の報告が行われたところである。

「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」等の資料については、内閣府及び厚生労働省のホームページに掲載しているので参照いただきたい。

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

目的・基本的考え方

●障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

➡ 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

工程表

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計画決定(12月目途) ●障害者総合福祉法案(仮称)の提出	●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討)	8月までの施行

基礎的な課題における改革の方向性

(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

- ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
- ・虐待のない社会づくり

(2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
- ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
- ・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等

→ 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

- ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

(3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

個別分野における基本的方向と今後の進め方

※主な事項について記載

(1) 労働及び雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労への労働法規の適用の在り方 (～23年内) ・雇用率制度についての検証・検討 (～24年度内目途) ・職場での合理的配慮確保のための方策 (～24年度内目途) 				
(2) 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 (～22年度内) ・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策 (～24年内目途) 				
(3) 所得保障	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 (～24年内目途) ・住宅の確保のための支援の在り方 (～24年内) 				
(4) 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費用負担の在り方(応能負担) (～23年内) ・社会的入院を解消するための体制 (～23年内) ・精神障害者の強制入院等の在り方 (～24年内目途) 				
(5) 障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・療育支援体制の改善に向けた方策 (～23年内) 				
(6) 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止制度の構築に向けた必要な検討 				※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定
(7) 建物利用・交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・地方のバリアフリー整備の促進等の方策 (～22年度内目途) 				
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障	<ul style="list-style-type: none"> ・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 (～24年内) ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策 				
(9) 政治参加	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 (～22年度内) ・投票所のバリア除去等 				
(10) 司法手続	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策 (～24年内目途) 				
(11) 国際協力	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献 				

障害者基本法の一部を改正する法律案【概要】

総則関係（公布日施行）

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

等

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（事象、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

等

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と同じく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る

- ・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ・全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

等

4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・差別等の防止に関する啓発及び知識の普及

等

5) 国際的協調(第5条関係)

- ・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

等

6) 国及び地方公共団体の責務(第6条関係)

- ・3)から5)までに定める基本原則にのっとり、施策を実施する責務

等

7) 国民の理解(第7条関係)

- ・国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策

等

8) 国民の責務(第8条関係)

- ・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

等

9) 障害者週間(第9条関係)

- ・事業の実施に当たり、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図る

等

10) 施策の基本方針(第10条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施
- ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

等

基本的施策関係（公布日施行）

1) 医療、介護等(第14条関係)

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

等

2) 教育(第16条関係)

- ・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上並びに学校施設その他の環境の整備の促進

等

3) 療育(第17条関係)

- ・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策

等

4) 職業相談等(第18条関係)

- ・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練

等

5) 雇用の促進等(第19条関係)

- ・国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

等

6) 住宅の確保(第20条関係)

- ・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

等

7) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

- ・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう必要な施策
- ・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

等

8) 相談等(第23条関係)

- ・障害者の家族その他の関係者に対する相談業務

等

9) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

- ・障害者が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

等

10) 選挙等における配慮【新設】(第26条関係)

- ・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

等

11) 司法手続における配慮等【新設】(第27条関係)

- ・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

等

12) 国際協力【新設】(第28条関係)

- ・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

等

障害者政策委員会等（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）

国) 障害者政策委員会(第30～33条関係)

- ・中央障害者施策推進協議会を改組し、非常勤委員30人以内で組織する障害者政策委員会を内閣府に設置（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから任命）
- ・障害者基本計画の策定に関する意見具申。同計画に関し調査審議し、必要があると認めるときは意見具申
- ・同計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは総理又は総理を通じて関係各大臣に勧告

等

等

等

- ・関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明等の協力を求めることができる。

等

地方) 審議会その他の合議制の機関(第34条関係)

- ・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

等

総合福祉部会2010年から2011年活動スケジュール(案)

	2010年						2011年									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
部会全体会	● 22 日	● 27 日	● 31 日	● 21 日	● 26 日	● 19 日	● 7 日	● 25 日	● 15 日		● 26 日	● 31 日	● 23 日	● 26 日	● 9 日	● 30 日
	新法の論点についての共通理解を深める				第1期課題別作業チーム検討案を議論				第2期課題別作業チーム検討案を議論				新法の骨格整理		新法の骨格提言	
部会作業チーム	<p>新法策定にあたり、より詰めた議論や検討が必要な課題について、課題別作業チームを編成し、全体会議に諮る検討案を作成する。 (部会全体会の後に、作業チームに別れて協議検討)</p>			<p>第1期作業チーム 1月に報告書提出</p>				<p>第2期作業チーム 5月に報告書提出</p>				<p>第2期報告書に対する厚生労働省からのコメント</p>				
	<p>検討状況の報告 毎回の部会で「議事概要」提出</p>			<p>法の理念・目的 【藤井克徳座長】</p>	<p>障害の範囲 【田中申明座長】</p>	<p>選択と決定・相談支援プロセス(程度区分) 【茨木尚子座長】</p>	<p>施策体系(訪問系) 【尾上浩二座長】</p>	<p>日中活動とGH・CH・住まい方支援 【大久保常明座長】</p>	<p>地域生活支援事業の見直しと自治体の役割 【森祐司座長】</p>	<p>第1期報告書に対する厚生労働省からのコメント</p>	<p>選択と決定・相談支援プロセス(程度区分) 【茨木尚子座長】</p>	<p>地域移行 【大久保常明座長】</p>	<p>地域生活の資源整備 【森祐司座長】</p>	<p>利用者負担 【田中申明座長】</p>	<p>報酬や人材確保等 【藤岡毅座長】</p>	
障がい者制度改革推進会議との合同作業チーム	<p>就労、医療、児童分野については合同作業チームで論点の整理・検討を行う。</p>			<p>医療(主に精神分野)</p>				<p>医療(その他の医療一般) 【堂本暁子座長】</p>								
				<p>就労(労働及び雇用) 【松井亮輔座長】</p>												
				<p>障害児支援 【大谷恭子座長】</p>												

2 全国障害児・者等実態調査（仮称）について

(1) これまでの検討状況について

平成23年度においては、制度の谷間のない「障害者総合福祉法（仮称）」の実施等の検討の基礎資料を得るため、障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態やニーズを把握することを目的とする全国障害児・者等実態調査（仮称）を実施することとしている。

全国障害児・者等実態調査（仮称）の調査の名称、調査の内容、調査の方法等については、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（以下「総合福祉部会」という。）の意見を聴きながら、「全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）」において検討してきたところである。

また、今年度実施する調査において信頼度の高い調査結果を得るため、調査方法及び調査項目等の有効性を検証することを目的として、平成22年度に、厚生労働科学研究「障害者の生活実態及びニーズ等を把握するための調査手法の開発に関する研究」研究班（研究代表者：平野方紹日本社会事業大学准教授）（以下「研究班」という。）において試行調査を実施したところである。

(2) 現在の検討状況について

平成23年6月23日の総合福祉部会において、試行調査の結果及びワーキンググループとりまとめ資料（生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の基本骨格（案）について）についてご議論いただいたところである（ワーキンググループとりまとめ資料については、別添参照）。

調査の方法については、ワーキンググループとりまとめ資料において、調査員が調査対象者に調査票を手渡す方法とされているところであるが、部会での議論を踏まえ、調査票、調査の実施方法等について、さらに検討を行うこととしている。

(3) 今後のスケジュール等について

本調査の実施については、従来5年ごとに実施していた身体障害児（者）実態調査（前回の調査は平成18年）と同様、都道府県、指定都市及び中核市が、市町村の協力を得て調査員の選定を行うこととなるので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、調査を実施するに当たり必要な経費については、委託費として交付することとしている。

調査の実施時期については、秋頃を予定しているが、調査の詳細については、調査実施前に説明会を開催し、説明したいと考えているので、調査の円滑な実施について、ご協力をお願いします。

(参考)

- ・総合福祉部会の資料等のHPアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html>

- ・ワーキンググループの資料等のHPアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi36>

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の 基本骨格（案）について

1. 調査の目的

障害者自立支援法廃止後の制度の谷間を生まない「障害者総合福祉法」（仮称）の実施等の検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態とニーズを把握する。

2. 調査の方法等

<調査の目的、内容等の広報>

○ 調査の意義、目的、内容等について事前に幅広い広報を行う。

【考えられる広報】

- ・厚生労働省 HP での広報、マスコミへの周知
- ・ポスターを作成し、市役所等での掲示を依頼
- ・自治体の広報紙等においてお知らせすることを依頼

<相談窓口の整備>

○ 本調査に関連して質問・相談できる窓口を自治体において設置する。また、相談窓口があることを調査対象者に周知する。

<「調査への協力のお願い」の事前配布等>

○ 訪問の一定期間前に「調査への協力のお願い」の文書を調査地区内の全世帯に配布する。当該文書において、調査の目的、調査の重要性、秘密保持、回答の任意性、拒否の権利とそれによる不利益を被らないこと、目的外使用はしないことについて、より丁寧に説明する。

また、各自治体において、訪問自体を拒否したい場合には上記の窓口まで連絡していただくことを依頼する。また、希望に応じて調査票を郵送等で取り寄せられるようにする。

<訪問調査員の質の確保>

○ 調査の手引きにおいて、調査にあたって特に留意する点として以下の内容を提示する。

- ・調査の趣旨を十分に説明し、調査対象者はいないと言われたら対象としない。
- ・調査は無記名であること。
- ・調査票は、本人が自ら記入し、郵送により回収することが原則。
- ・答えたくないことは、無理に答えなくてもよい。
- ・個人の秘密は絶対に守る。
- ・調査票に記入した内容は統計上の目的以外に使用しない。
- ・調査によって、現在受けているサービスについて、回答者の不利益になることはない。

- 訪問による調査票配布に伴い起こりやすいトラブルを具体的に検討し、その場合にどのように対応するか、対応例を作成し、調査の手引きに掲載する。

<調査方法>

- 調査員が調査地区内の世帯を訪問し、本調査の対象者が、身体障害のある方、知的障害のある方その他生活のしづらさなどがある方（日常生活に支障が生じている方）であることを説明し、調査対象者がいる場合には、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する。（自計郵送方式。）
- その際、調査の目的、調査の重要性、秘密保持、回答の任意性、拒否の権利とそれによる不利益を被らないこと、目的外使用はしないことについて、より丁寧に説明する。

<適切な記入の支援の実施>

- 調査票は原則、調査対象者本人が記入する。
- 必要に応じて、適切な記入の支援を実施。また、支援が受けられることについて、丁寧に説明を行う。
 - ・ 視覚障害者の方に対して、希望に応じて点字版または拡大文字版の調査票を配布
 - ・ 調査対象者が聴覚・言語・音声機能障害者である場合は、手話通訳者の派遣について配慮
 - ・ 障害の状況により本人が記入できない場合、本人の希望に応じて、代筆

3. 調査の内容

(1) 調査の内容を検討するに当たっての考え方

今回の実態調査については、新しい総合的な福祉制度の対象者が明らかでないことから、その調査対象となる範囲を幅広く設定することが適当である。また、このような調査の基本的な性格の下で、障害の状況に対応したサービス提供のあり方の検討に資する調査とするためには、障害の状態その他の調査対象者の基本的な属性と必要とされる支援内容との関連について分析が可能となるような調査項目の設定が必要である。

(2) 具体的な調査項目とその必要性

①回答者の基本的属性に関する調査項目

調査項目	具体的な調査内容	必要性
障害の状況	・ 障害の状態及びそれに伴う日常生活又は社会生活上の支障について一定程度分類した選択肢を示して選択（障害の重複状態についても調査）	・ 障害の状態及びそれに伴う日常生活又は社会生活上の支障の程度について分析するために必要
障害の原因等	・ 障害の原因について選択肢を示して名称を選択 （名称の例：脊椎損傷、統合失調症等） ・ 発作など症状が断続的に生じるものについてはその頻度	・ 障害の状況を分類するために必要
日常生活又は社会生活上の支障が生じた年齢	・ 障害に伴う日常生活又は社会生活上の支障を生じることとなった年齢	・ 障害の継続期間により、福祉サービスの利用状況や利用希望等に差があるのか検証するために必要
日常生活又は社会生活上の支障の発生頻度	・ 日常生活又は社会生活上の支障が発生する頻度を選択 （毎日、週〇回、等）	・ 日常生活又は社会生活の制限の程度の目安として確認が必要
年齢及び性別	・ 年齢（〇歳）及び男女の別	・ 調査対象者の年齢構成等について把握することが必要
居住形態及び同居者の状況	・ 居住形態（自宅、GH・CH等の別）、同居者の本人との関係	・ 居住形態、同居者の状況と福祉サービスの利用状況との関係等の検証を行うために必要
障害者手帳等の種類	・ 身体障害者手帳（障害の種類、等級別）、療育手帳（程度別）、精神障害者保健福祉手帳（程度別）、特定疾患医療受給者症、小児慢性特定疾患医療受診券の有無 ・ 障害程度区分又は要介護認定の状況	・ 障害のある者がどの程度、現行制度による支援の対象となっているか等について検証するために必要。
収入の状況	・ 1ヶ月当たりの収入内訳を記載（就労収入〇円、公的年金〇円、手当〇円等）	・ 収入の現状を把握するために必要
課税状況等	・ 所得税・住民税の課税状況、生活保護受給の有無等	・ 収入状況を補完する情報として必要

注) 本資料は、全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループとりまとめ資料であり、今後、総合福祉部会での議論を踏まえ、調査票、調査の実施方法等について、さらに検討を行うこととしている。

支出の状況	・ 1ヶ月当たりの支出内訳を記載（医療費〇円、福祉サービス利用者負担〇円（うち食費等実費負担〇円、サービス利用料〇円）、家賃〇円等）	・収入に対する支出状況を把握するために必要
日中の活動状況等	・ 日中の主な活動内容について例を示して選択（就労、就学、居宅等） ・ 外出の状況	・日中の活動状況等の把握のために必要

②現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス等

障害福祉サービス等の利用状況	・ 居宅介護、生活介護その他の障害福祉サービスや介護保険サービス等の利用の有無及び利用量等	・どのようなサービスを利用しているのか現状を把握するために必要
障害福祉サービス等の希望	・利用を希望するサービスの内容及び量（居宅内の介護等の支援、外出時の支援、日中の介護、就労の支援、生活の場等）	・どのようなサービスにどの程度の利用希望があるのか把握するために必要
その他	・ 今後暮らしたい場所、困っていること、相談相手等	・今後どこで暮らしたいか等を把握するために必要

(3) 調査票案について

調査票案については、平成22年度に厚生労働科学研究「障害者の生活実態及びニーズ等を把握するための調査手法の開発に関する研究」研究班（研究代表者：平野方紹日本社会事業大学准教授）により実施された試行調査の調査票（別添）を基本とする。

(4) 調査対象者の範囲について

障害者権利条約第1条を踏まえ、今回の調査の対象者については、以下のとおりとする。

【参考1】障害者権利条約第1条（政府仮訳抜粋）

「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有するものであって、様々な障壁との相互作用により他のものと平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあることのあるものを含む。」

○障害者手帳をお持ちの方

○手帳はもっていないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさなどがある方（日常生活に支障が生じている方）

注）本資料は、全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループとりまとめ資料であり、今後、総合福祉部会での議論を踏まえ、調査票、調査の実施方法等について、さらに検討を行うこととしている。

<次のような方は、手帳をもっていない方でも調査の対象とする>

- ①眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難（difficulty）を伴う
- ②聞くことに困難を伴う
- ③歩行や階段の上り下りに困難を伴う
- ④思い出すことや集中することに困難を伴う
- ⑤入浴、衣服の着脱のような身の回りのことに困難を伴う
- ⑥音声による言葉を使用して、意思の疎通（例えば、理解したり、理解してもらおうこと）に困難を伴う
- ⑦ものの持ち上げや小さなものをつまむこと、容器の開閉をすることに困難を伴う
- ⑧日常的な脱力感、疲れやすさ、しびれ、痛みが継続する
- ⑨金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う
- ⑩幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの依存その他の精神の障害がある
- ⑪対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した興味や活動、読み書き能力や計算力など特化された困難さ、不注意、多動・衝動的な行動のいずれかがある
- ⑫外出、登校、行事など人のいるところへ出かけることに困難がある
- ⑬児童（18才未満）の場合、発達状況などからみて特別の支援や配慮を必要としている

【参考2】

上記の例示は、ワシントングループが障害統計に関し国勢調査用等に作成した質問内容（six question set）等を参考に例示した。なお、ワシントングループは、「国連障害測定に関する国際セミナー（2001年6月）」において障害データが国際比較できるような統計的・手法的作業が国際レベルで必要とされたことから、非公式・一時的に組織された市民の集まり（CITYGROUP）であり、会合はこれまでに10回行われその概要が国連統計委員会に報告されている。

調査対象者の理解と協力をよりよく得るための対応について

<p>身体障害児・者等実態調査(平成18年)</p>	<p>調査対象者の理解と協力をよりよく得るための対応</p>
<p><相談窓口の整備> 相談窓口については、調査対象者に調査票などにおいて示していない。</p>	<p>本調査に関連して質問・相談できる窓口を自治体において設置する。 また、相談窓口があることを調査対象者に周知する。</p>
<p><調査の目的、内容等の広報> 調査員が訪問時に「調査についてのお知らせ」の文書を配布する等により、調査についての理解と協力を得るように努めるよう依頼しているが、「調査についてのお知らせ」以外には<u>広報の具体的な内容は示していない。</u></p>	<p>調査の意義、目的、内容等について事前に幅広い広報を行う。 【考えられる広報】 ・厚生労働省HPでの広報、マスコミへの周知 ・ポスターを作成し、市役所等での掲示を依頼 ・自治体の広報紙等においてお知らせすることを依頼</p>
<p><「調査についてのお知らせ」の事前配布> 調査員が訪問時に「調査についてのお知らせ」の文書を配布する等により、調査についての理解と協力を得るように努めるよう依頼。 文書において、調査の目的、調査の重要性、秘密保持について説明。</p>	<p>訪問の<u>一定期間前に「調査への協力をお願い」の文書を調査地区内の全世帯に配布する。</u>当該文書において、調査の目的、調査の重要性、秘密保持、<u>回答の任意性、拒否の権利とそれによる不利益を被らないこと、目的外使用はしないことについて、より丁寧に説明する。</u> また、各自治体において、訪問自体を拒否したい場合には相談窓口まで連絡していただくことを依頼する。また、希望に応じて調査票を郵送等で取り寄せられるようにする。</p>
<p><訪問調査員の質の確保> 調査の手引きにおいて、調査にあたって特に留意する点として以下の内容を提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の趣旨を十分に説明し、調査対象者はいないと言われたら対象としない。 ・調査は無記名であること。 ・調査票は、本人が自ら記入し、郵送により回収することが原則。 ・答えたくないことは、無理に答えなくてもよい。 ・個人の秘密は絶対に守る。 ・調査票に記入した内容は統計上の目的以外に使用しない。 ・調査によって、現在受けているサービスについて、回答者の不利益になることはない。 	<p>左記に加え、訪問による調査票配布に伴い起こりやすいトラブルを具体的に検討し、その場合にどのように対応するか、対応例を作成し、調査の手引きに掲載する。</p>
<p><適切な記入の支援の実施> ・視覚障害者の方に対して、希望に応じて点字版または拡大文字版の調査票を配布 ・調査対象者が聴覚・言語・音声機能障害者である場合は、手話通訳者の派遣について配慮 ・障害の状況により本人が記入できない場合、本人の希望に応じて、代筆</p>	<p>左記の支援を引き続き実施。また、<u>支援が受けられることについて、丁寧に説明を行う。</u></p>

—この調査は、新たな制度を検討するためのものです—
 <生活のしづらさなどに関する調査>

ぜんこくざいたくしょうがいじ しゃとうじったいちようさ しこうちようさ
 全国在宅障害児・者等実態調査（試行調査）

この調査は、障害のある方（これまでの制度では障害児・者の福祉施策の対象
 とならない方も含みます。）を対象として、行う調査であり、障害児・者の
 福祉施策を改善するための基礎資料を得るために実施されるものです。

お答えいただいた内容については、秘密の保護に万全を期すとともに、調査
 結果の集計以外には使用しませんので、調査へのご協力をお願いします。

【調査の対象となる方】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 上記の手帳は持っていないが、難病、慢性疾患などの長引く病気やけが等
 により日常生活に支障が生じている方

つぎ かな た てちょう も かな ちようさ たいしやう
 次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。

- ・眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難を伴う。
- ・聞くことに困難を伴う。
- ・歩行や階段の上り下りに困難を伴う。
- ・思い出すことや集中することに困難を伴う。
- ・入浴、衣服の着脱のような身の回りのことに困難を伴う。
- ・音声による言葉を使用して、意思の疎通（例えば、理解したり、理解してもらうこと）に困難を伴う。
- ・ものの持ち上げや小さなものをつまむこと、容器の開閉をすること等に困難を伴う。
- ・日常的な脱力感、疲れやすさ、しびれ、痛みが継続する。
- ・金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う。
- ・幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの依存その他の精神の障害がある。
- ・対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した興味や活動、読み書き能力や計算力など特化された困難さ、不注意、多動・衝動的な行動のいずれかがある。
- ・外出、登校、行事など人のいるところへ出かけることに困難がある
- ・児童（18歳未満）の場合、発達状況などからみて特別の支援や配慮を必要としている。

ちょうさ ひょう き にゅう へんそう
調査票の記入・返送について

- この調査の対象となる方が世帯員におられる場合は、調査の対象となる方お一人につき1冊ずつ記入していただき、同封の返信用封筒（切手不要）にて返送していただきますようお願いいたします。
- ※対象となる方がお二人以上おられる場合は、追加して調査票をお送りしますので、下記の調査担当窓口までご連絡をいただきますようお願いいたします。
- 本調査は、12月15日時点の状況に基づいて記入してください。
- この調査票は、調査の対象となる方ご自身で記入してください。（ご本人のご意見をお聞きしたいので、お時間をかけてもできるだけご自身でご記入ください。）
- ご自身で記入できない方につきましては、ご家族の方、又は介護をしている方、信頼できる友人の方などが記入を手伝ってください。
（ご家族の方や介護をしている方などが記入される場合は、ご本人の意見を聞いて記入してください。ご自身で意思表示が困難な場合は、ご家族の方や介護をしている方が本人の意向を汲み取って代わりに記入することができます。）
- 点字やふりがなのない調査票を希望される方、回答や返送のお手伝いを希望される方、お尋ねになりたいことがある方は、下記の調査担当窓口までご連絡ください。

ちょうさたんとうまどぐち
【調査担当窓口】

にほんしゃかいじぎょうだいがくしゃかいふくしがくぶ ひらのけんきゅうはん
日本社会事業大学社会福祉学部 平野研究室

しょうがいしゃ せいかつじったいおよ とう はあく ちょうさしゅほう かん けんきゅう けんきゅうはん
「障害者の生活実態及びニーズ等を把握するための調査手法に関する研究」研究班

TEL 080-2269-2292 FAX 042-496-3120

E-Mail ikizurasasikouchosa2010@yahoo.co.jp

- 本調査の記入方法についてご回答ください。（あてはまるもの1つに○をしてください。）

- 1 本人が自身で記入
- 2 本人の意思を「代筆」で記入
- 3 家族や介助者等が本人の意向を汲み取って代わりに記入

※ ご本人以外の方が回答を記入された場合は、記入された方とご本人との関係について、あてはまる方に○をしてください。

- 1 ご家族
- 2 その他（ ）

問1 あなたの年齢をお答えください。

歳（平成22年12月15日現在）

問2 あなたの性別をお答えください。あてはまる方に○をしてください。

- 1 男性 2 女性

問3 あなたが現在お住まいの都道府県をお答えください。

都道府県

問4 あなたのお住まいの種類をお答えください。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 自分の持ち家（分譲 マンションを含む。）
- 2 家族の持ち家（分譲 マンションを含む。）
- 3 民間賃貸住宅（賃貸アパート・マンション）
- 4 社宅・職員寮・寄宿舎等の従業員宿舎
- 5 公営住宅
- 6 貸間（部屋を借りての下宿）
- 7 グループホーム・ケアホーム・福祉ホーム等（介護保険の認知症 対応型グループホームや自治体独自の事業を含む。）
- 8 その他

問5 ^{とい}一緒に暮らしているご家族^{かぞく}をお答え^{こた}ください。あてはまるものすべてに○をしてください。

※グループホーム等^{とう}に入居^{にゆうきよ}している人^{ひと}は回答^{かいとう}する必要^{ひつよう}はありません。

- 1 ^{はいぐうしや}配偶者
- 2 ^{おや}親
- 3 ^こ子
- 4 ^{きょうだいし まい}兄弟姉妹
- 5 ^たその他
- 6 ^{ひとり く}一人暮らし

問6 ^{とい}今後^{こんご}、どのように暮らしたいと考^くえていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 ^{げんざい おな}現在と同じように暮らしたい
- 2 ^{ひとり く}一人暮らしをしたい
- 3 ^{げんざい いっしょ す}現在は一^{かぞく}緒に住んでいない家族と一^{いっしょ}緒に暮らしたい（^{けっこんとう}結婚等により新^{あた}しい家族^{かぞく}と一緒に暮らす場合^{ふく}を含む。）
- 4 ^{とう}グループホーム等で暮らしたい
- 5 ^{し せつ はい}施設に入りたい
- 6 ^たその他（)
- 7 わからない

※「グループホーム等^{とう}」とは、障^{しょう}害者自立支援法^{がいしやじ りつし えんほう}に基づくグループホームやケアホーム、福祉^{ふくし}ホームの他、介^{ほか}護^{かい}保^ほ険^{けん}による^{にんち}認^{しょう}知^{たい}症^{おう} 対^じ応^ち型^{たい}グ^{どく}ル^くー^{ふく}ホ^くームや自治体^じ独^ち自^{たい}の^{どく}事^{どく}業^{ふく} によるものを含みます。

【日常生活の支障に関する質問です。】

問7 障害により日常生活上の支障が生じはじめた（支障があると気づいた）

のは何歳ごろですか。

※日常生活の中で、ご自身が不自由と感じた年齢、又は家族が気づいた年齢を記入してください。

- 1 歳ごろ
- 2 わからない

問8 日常生活上の支障が生じはじめた（支障があると気づいた）後、支障の度

合いは変化していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 変化していない
- 2 支障が大きくなっている
- 3 支障は小さくなっている
- 4 よくなったり悪くなったりしている
- 5 わからない

問9 おおむねこの6ヶ月の間に、障害による日常生活を送る上での支障はどの

程度生じましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。

※1 障害に関係のない支障（一時的な風邪やけが等）によるものは含めないでください。

※2 入院していた期間がある場合は、その期間を含めないでください。

※3 発生が予測しにくい症状（発作等）により継続的な見守り等が必要な場合は、毎日としてください。）

- 1 ほぼ毎日
- 2 3ヶ月以上
- 3 2ヶ月以上 3ヶ月未満
- 4 1ヶ月以上 2ヶ月未満
- 5 1ヶ月未満
- 6 特に支障はなかった

問10 おおむねこの6ヶ月の間の日常生活を送る上での支障はどのようなもの
 でしたか。あてはまる状態に○を1つしてください。

<p>しよくじ 食 事をする</p>	<p>ひとり 1 一人でできる</p> <p>み まも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要</p>	<p>じ かん ひひとり 2 時間をかければ一人でできる</p> <p>ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要</p>
<p>しよくじ し たく あとかた 食 事の支度や後片 づ 付けをする</p>	<p>ひとり 1 一人でできる</p> <p>み まも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要</p> <p>けいけん き かい 6 経験がない・機会がない</p>	<p>じ かん ひひとり 2 時間をかければ一人でできる</p> <p>ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要</p>
<p>い ふく ちやくだつ 衣服の着 脱をする</p>	<p>ひとり 1 一人でできる</p> <p>み まも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要</p>	<p>じ かん ひひとり 2 時間をかければ一人でできる</p> <p>ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要</p>
<p>はい 排せつをする</p>	<p>ひとり 1 一人でできる</p> <p>み まも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要</p>	<p>じ かん ひひとり 2 時間をかければ一人でできる</p> <p>ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要</p>
<p>にゆうよく 入 浴をする</p>	<p>ひとり 1 一人でできる</p> <p>み まも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要</p>	<p>じ かん ひひとり 2 時間をかければ一人でできる</p> <p>ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要</p>
<p>いえ なか い どう 家の中を移動する</p>	<p>ひとり 1 一人でできる</p> <p>み まも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要</p>	<p>じ かん ひひとり 2 時間をかければ一人でできる</p> <p>ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要</p>
<p>み まわ そうじ せい 身の回りの掃除、整 り せいとん 理整頓をする</p>	<p>ひとり 1 一人でできる</p> <p>み まも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要</p> <p>けいけん き かい 6 経験がない・機会がない</p>	<p>じ かん ひひとり 2 時間をかければ一人でできる</p> <p>ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要</p>
<p>せんたく 洗濯をする</p>	<p>ひとり 1 一人でできる</p> <p>み まも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要</p> <p>けいけん き かい 6 経験がない・機会がない</p>	<p>じ かん ひひとり 2 時間をかければ一人でできる</p> <p>ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要</p>
<p>にちじよう か もの 日常 の買い物をする</p>	<p>ひとり 1 一人でできる</p> <p>み まも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる</p> <p>いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要</p> <p>けいけん き かい 6 経験がない・機会がない</p>	<p>じ かん ひひとり 2 時間をかければ一人でできる</p> <p>ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要</p>

<p>きんせんかんり 金銭管理をする</p>	<p>1 一人<small>ひとり</small>でできる 2 時間<small>じかん</small>をかければ一人<small>ひとり</small>でできる 3 見守り<small>みまも</small>や声掛け<small>こえか</small>があればできる 4 一部<small>いちぶ</small>介助<small>かいじょ</small>が必要<small>ひつよう</small> 5 全部<small>ぜんぶ</small>介助<small>かいじょ</small>が必要<small>ひつよう</small> 6 経験<small>けいけん</small>がない・機会<small>きかい</small>がない</p>
<p>ふくやくかんり 服薬管理をする</p>	<p>1 一人<small>ひとり</small>でできる 2 時間<small>じかん</small>をかければ一人<small>ひとり</small>でできる 3 見守り<small>みまも</small>や声掛け<small>こえか</small>があればできる 4 一部<small>いちぶ</small>介助<small>かいじょ</small>が必要<small>ひつよう</small> 5 全部<small>ぜんぶ</small>介助<small>かいじょ</small>が必要<small>ひつよう</small> 6 経験<small>けいけん</small>がない・機会<small>きかい</small>がない</p>
<p>じぶん いし つた 自分の意思を伝える</p>	<p>1 誰<small>だれ</small>にでも伝える<small>つた</small>ことができる 2 特定<small>とくてい</small>の人<small>ひと</small>には伝える<small>つた</small>ことができる 3 特定<small>とくてい</small>の人<small>ひと</small>に対して特定<small>とくてい</small>の事柄<small>ことば</small>について伝える<small>つた</small>ことができる 4 手話通訳等<small>しゅわつうやくなど</small>の介助<small>かいじょ</small>があれば伝える<small>つた</small>ことができる 5 伝える<small>つた</small>ことができない</p>
<p>あいて いし りかい 相手の意思を理解する</p>	<p>1 誰<small>だれ</small>の意思<small>いし</small>でも理解<small>りかい</small>することができる 2 特定<small>とくてい</small>の事柄<small>ことば</small>については理解<small>りかい</small>することができる 3 特定<small>とくてい</small>の人<small>ひと</small>の特定<small>とくてい</small>の事柄<small>ことば</small>についての意思<small>いし</small>は理解<small>りかい</small>することができる 4 手話通訳等<small>しゅわつうやくなど</small>の介助<small>かいじょ</small>があれば相手<small>あいて</small>の意思<small>いし</small>を理解<small>りかい</small>することができる 5 理解<small>りかい</small>することができない</p>
<p>い りょうてき 医療的ケア (通院<small>つういん</small>や在宅<small>ざいたく</small>における医療的支援<small>い りょうてき し えん</small>の必要性<small>ひつようせい</small>)</p>	<p>1 経管栄養<small>けいかんえいよう</small>が必要<small>ひつよう</small> 2 たんの吸引<small>きゅういん</small>が必要<small>ひつよう</small> 3 導尿<small>どうりょう</small>が必要<small>ひつよう</small> 4 その他<small>た</small> ()</p>

ほかに、あなたが日常生活にちじょうせいかつを送る上おくでの支障ししょうはどのようなものがありますか。

(自由記述)

しょうがい じょうたい かん しつもん
【障害の状態に関する質問です。】

とい げんいん しょうがい も
問1 1 どのような原因で障害をお持ちになりましたか。（あてはまるものすべてに○をしてください。）

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 びょうき 病気 | 2 じ こ 事故・けが |
| 3 さいがい 災害 | 4 しゅっしょうじ ぞんしょう 出生時の損傷 |
| 5 か れい 加齢 | 6 た その他 |
| 7 ふ めい 不明 | |

とい ち てきしょうがい はんてい しんだん ほう
問1 2 これまで知的障害として判定・診断されたことはありますか。あてはまる方に○をしてください。

りょういくてちょう も ひと かいとう ひつよう
※療育手帳をお持ちの人は回答する必要はありません。

- 1 はい
- 2 いいえ

とい ほったつしょうがい しんだん ほう
問1 3 これまで発達障害として診断されたことはありますか。あてはまる方に○をしてください。

- 1 はい → した らん きにゆう 下の欄にもご記入ください
- 2 いいえ

かた こた にちじょうせいかつ おく うえ ししょう
(1に○をした方はお答えください。) 日常生活を送る上でどんな支障があるのか、
じゆう きにゆう
ご自由にご記入ください。

こうじ のうき のうしょうがい しんだん ほう
問1 4 これまで高次脳機能障害として診断されたことはありますか。あてはまる方に○をしてください。

- 1 はい → した らん きにゆう 下の欄にもご記入ください
- 2 いいえ

かた こた にちじょうせいかつ おく うえ ししょう
(1に○をした方はお答えください。) 日常生活を送る上でどんな支障があるのか、
じゆう きにゆう
ご自由にご記入ください。

とい
問 15 おおむね6ヶ月以内に、^{かげつ}ない ^{しんたい}てきた ^{せいしん}てき ^ぐあい ^{わる}
身体的又は精神的に具合が悪いところがありました
か。

あてはまる方に○をしてください。

※^{いちじ}てき ^{かぜ} ^{とう} ^{ふく}
一時的な風邪やけが等によるものは含めないでください。

- 1 はい (問15 - (1) ・ 問15 - (2) へお進みください)
- 2 いいえ

問 15 - (1) あなたの症状はどのようなものですか。主なもの3つまでを下の表から選んで○をしてください。(「36 その他」に該当する場合は、具体的な内容を記入してください。)
 ※一時的な風邪やけが等によるものは含めないでください。

【障害の症状】

全身 症状・ 精神 症状	01 熱が出る	胸部	22 動悸
	02 発汗・冷汗		23 息切れ
	03 体温調整ができない		24 胸痛
	04 体に力が入らない		
	05 体がだるい・疲れやすい	消化 器系	25 下痢
	06 眠れない		26 便秘
	07 いらいらしやすい		27 腹痛
	08 ものを忘れる		28 かみにくい・飲み込みにくい
	09 集中が続かない	筋骨 格系・ 手足	29 腰痛
	10 落ち着かない・衝動的になる		30 手足の関節の動きが悪い・痛い
	11 気分が沈む・意欲がわからない		31 手足の動きが悪い・痛い
	12 適切な判断ができない		32 手足のしびれ・まひ
	13 気になると頭を離れない・こ だわりが強い		33 手足の切断
	14 頭痛		
	15 めまい		
	16 けいれん・ひきつけ・意識消失	尿路系	34 尿が出にくい・排尿時痛い
	17 ものが見づらい・見えない		35 尿失禁
	18 聞こえにくい・聞こえない		36 その他 ()
音声・ 言語	19 声がでない		
	20 音声・言語がはっきりしない		
	21 言葉が話せない		

問15-(2) どのような病気で体の具合が悪い状態が生じていますか。
 主なものを3つまでを下の表から選んで○をしてください。(「40
 その他」に該当する場合は、具体的な内容を記入してください。)

【病気の種類】

内分泌・代謝系	01 糖尿病	消化器系	22 肺・気管支等呼吸器系の病気	
	02 甲状腺の病気		23 胃・十二指腸の病気	
	03 その他内分泌・代謝の病気		24 肝臓・胆のうの病気	
精神・神経系	04 気分障害(うつ そう)	筋骨格系	25 大腸・直腸の病気	
	05 神経症性障害(不安障害・適応障害等)		26 小腸の病気	
	06 統合失調症		27 その他消化器系の病気	
	07 摂食障害		28 歯の病気	
	08 睡眠障害		29 皮膚の病気	
	09 アルコール・薬物依存		30 リウマチ性疾患	
	10 認知症			31 関節症
	11 その他の精神疾患			32 腰痛症(椎間板ヘルニア・脊柱管狭窄症等)
	12 パーキンソン病			33 骨粗鬆症
	循環器系		13 てんかん(けいれん、ひきつけ、意識消失など)	泌尿器系
14 その他の神経の病気		35 腎臓の病気		
15 眼の病気		36 ぼうこうの病気		
16 耳の病気		37 その他の泌尿器系の病気		
17 高血圧症		38 免疫の病気		
18 脳卒中(脳出血、脳梗塞等)			39 血液の病気	
19 脳挫傷			40 その他()	
20 狭心症・心筋梗塞			41 不明	
21 その他の循環器系の病気				

【障害者に関する手帳 及び医療 費助成制度に関する質問です。】

問16 障害者に関する手帳をお持ちですか。あてはまる方に○をしてください。

- 1 もっている (問16- (1) へお進みください)
- 2 もっていない (問16- (5) へお進みください)

問16- (1) (障害者のための手帳 をもっている方) お持ちの手帳 の種類はどれですか。(もっているものすべてに○をしてください。)

- 1 身体障害者手帳 (問16- (2) へお進みください)
- 2 療育手帳 (愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳等) (問16- (3) へお進みください)
- 3 精神障害者保健福祉手帳 (問16- (4) へお進みください)

問16- (2) (身体障害者手帳 をもっている方) 身体障害の種類と等級はどのように認定されていますか。障害の種類ごとに該当する等級 に○をつけてください。(あてはまるものすべて)

障害の種類	等 級
視覚障害	1 2 3 4 5 6 .
聴覚障害	. 2 3 4 . 6 .
平衡機能障害	. . 3 . 5 . .
音声・言語・そしゃく機能障害	. . 3 4 . . .
肢体不自由 (上肢)	1 2 3 4 5 6 7
肢体不自由 (下肢)	1 2 3 4 5 6 7
肢体不自由 (体幹)	1 2 3 . 5 . .
肢体不自由 (脳原性運動機能障害・上肢機能)	1 2 3 4 5 6 7
肢体不自由 (脳原性運動機能障害・移動機能)	1 2 3 4 5 6 7
心臓機能障害	1 . 3 4 . . .

こ きゅうき き のうしょうがい 呼吸器機能障害	1	・	3	4	・	・	・
ぞうき のうしょうがい じん臓機能障害	1	・	3	4	・	・	・
ちよくちようき のうしょうがい ぼうこう・直腸機能障害	1	・	3	4	・	・	・
しょうちようき のうしょうがい 小腸機能障害	1	・	3	4	・	・	・
めんえきふぜん めんえききのうしょうがい ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1	2	3	4	・	・	・
かんぞうき のうしょうがい 肝臓機能障害	1	2	3	4	・	・	・

そうごうはんてい しんたいしょうがいしやてちよう きさい どうきゆう 総合判定（身体障害者手帳に記載された等級）	1	2	3	4	5	6	・
---	---	---	---	---	---	---	---

問16-（3）（療育手帳等をもっている方）知的障害の等級はどのように判定されていますか。療育手帳等に記載されている等級をお答えください。

問16-（4）（精神障害者保健福祉手帳をもっている方）精神障害の等級はどのように判定されていますか。精神障害者保健福祉手帳に記載されている等級をお答えください。（あてはまるもの1つ）

- 1 1級
- 2 2級
- 3 3級

問16-（5）障害者のための手帳をもっていない方）障害者のための手帳をもっていない理由は何ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 障害の種類や程度が手帳の基準に合致しない。
- 2 手帳の制度や取得の手続きがわからない。
- 3 特に手帳がなくとも困らない。
- 4 手帳を持ちたくない。
- 5 その他

問17 とい 現在、どのくらい医療機関にかかっていますか。もっとも近いもの1つに○
をしてください。

- | | | | |
|---|-------------------------------|---|--------------------------------------|
| 1 | <small>しゅうかん</small> 1週間に4回以上 | 2 | <small>しゅうかん</small> 1週間に1～3回 |
| 3 | <small>しゅうかん</small> 2週間に1回程度 | 4 | <small>かげつ</small> 1ヶ月に1回程度 |
| 5 | <small>かげつ</small> 3ヶ月に1回程度 | 6 | <small>かげつ</small> 6ヶ月に1回程度 |
| 7 | <small>にゅういんちゅう</small> 入院中 | 8 | <small>いりょうき かん</small> 医療機関にかかっていない |

問18 とい 公費負担医療制度を利用していますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 じりつし えんい りょう 自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）
- 2 とくていしつかんち りょうけんきゅうじ ぎょう 特定疾患治療研究事業による医療費助成制度
- 3 しょうに まんせいしつかんち りょうけんきゅうじ ぎょう 小児慢性疾患治療研究事業による医療費助成制度
- 4 せいかつほ ご 生活保護による医療扶助
- 5 ちほうじ ちたい 地方自治体による障害者医療費助成制度（しょうがいしゃい りょうひ じよせいせいど 重度障害者医療費助成制度等）
- 6 た その他
- 7 りょう 利用したいが、利用できない
- 8 りょう 利用していない（7に○をつけた場合を除く。）

問19 とい 障害者自立支援法による福祉サービスを利用していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 りょう 利用している（問19－（1）へお進みください）
- 2 りょう 利用したいが、利用できない
- 3 りょう 利用していない（2に○をつけた場合を除く。）

問19－(1) (サービスを利用している方はお答えください) 障害程度区分の認定を受けていますか。また、認定を受けている方は、障害程度区分はいくつですか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 認定を受けている
→現在の障害程度区分はいくつですか。該当する区分に○をつけてください。(1・2・3・4・5・6)
- 2 認定を受けたが非該当だった
- 3 認定を受けていない

問20 介護保険法によるサービスを利用していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 利用している (問20－(1)へお進みください)
- 2 利用したいが、利用できない
- 3 利用していない (2に○をつけた場合を除く。)

問20－(1) (サービスを利用している方はお答えください) 要介護度はいくつですか。該当する要介護度に○をしてください。

要支援1・要支援2

要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5

【日常生活上の支援の状況と希望に関する質問です。】

問2-1 自宅において、日常生活上の支援を誰からどの程度受けていますか。支援の種類ごとに受けている回数にもっとも近いものに1つ○をしてください。

※グループホーム等での支援は福祉サービスとして考えてください。

※通所サービス等を利用する分は除いてください。

※その他には、有償ボランティア、私費ヘルパー、家政婦を含みます。

福祉サービスを利用して いる（ホームヘルパー等）	家族等から支援を受けて いる	その他（ボランティア等）
1 毎日	1 毎日	1 毎日
2 1週間に3～6日程度	2 1週間に3～6日程度	2 1週間に3～6日程度
3 1週間に1～2日程度	3 1週間に1～2日程度	3 1週間に1～2日程度
4 その他	4 その他	4 その他
5 利用していない	5 支援を受けていない	5 支援を受けていない

「福祉サービスを利用している（ホームヘルパー等）」の1・2・3・4に○をされた方は問2-1-（1）にお進みください。

問2-1-（1）（福祉サービスを利用している方はお答えください）1週間当たり平均して何時間程度利用しましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 5時間以内
- 2 6～10時間
- 3 11～15時間
- 4 16～20時間
- 5 21時間以上

とい じ たく にちじょうせいかつじょう し えん う ふくし
問22 自宅において、日常生活上の支援を受けるため、福祉サービス（ホームヘルパー等）をどの程度利用したいですか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 毎日
- 2 1週間に3～6日程度
- 3 1週間に1～2日程度
- 4 わからない
- 5 利用したくない

じ たく にちじょうせいかつじょう し えん う ふくし ていどりよう
「自宅において、日常生活上の支援を受けるため、福祉サービスをどの程度利用したいですか。」
の1・2・3・4に○をされた方は問22－（1）にお進みください。

とい じ たく にちじょうせいかつじょう し えん う ふくし
問22－（1） 自宅において、日常生活上の支援を受けるため、福祉サービス（ホームヘルパー等）を1週間当たり平均して何時間程度利用したいですか。
あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 5時間以内
- 2 6～10時間
- 3 11～15時間
- 4 16～20時間
- 5 21時間以上

【日中 活動の状況と希望に関する質問です。】

問23 現在、日中はどのように過ごしていますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 正職員として働いている
- 2 正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇い等）として働いている
- 3 自営業をしている（家の仕事を手伝っている）
- 4 障害者のための通所サービスを利用している（地域活動支援センターや作業所等を含む）
- 5 介護保険の通所サービスを利用している
- 6 病院等のデイケアを利用している
- 7 リハビリテーションを受けている
- 8 学校に通っている
- 9 保育園・幼稚園に通っている
- 10 障害児の通園施設に通っている
- 11 ボランティアなどの社会活動を行っている
- 12 家庭で家事、育児、介護などを行っている
- 13 家庭内で過ごしている
- 14 その他

問24 日中はどのように過ごしたいと考えていますか。あてはまる方に○をしてください。

- 1 現在と同じように過ごしたい
- 2 現在とは違う日中の過ごし方をしたい（問24-（1）へお進みください）

問24-（1）（現在とは違う過ごし方をしたい方）どのように過ごしたいですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 正職員として働きたい
- 2 正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇い等）として働きたい
- 3 自営業をしたい（家の仕事を手伝いたい）

- 4 障 害者のための通所サービスを利用したい
(地域活動支援センターや作業 所等を含む)
- 5 介護保険の通所サービスを利用したい
- 6 病 院等のデイケアを利用したい
- 7 リハビリテーションを受けたい
- 8 学校に通いたい
- 9 保育園・幼稚園に通いたい
- 10 障 害児の通園施設に通いたい
- 11 ボランティアなどの社会活動を行いたい
- 12 家庭で家事、育児、介護などを行ってほしい
- 13 家庭内で過ごしたい
- 14 その他

【外出の状況と希望に関する質問です。】

問25 おおむねこの1年の間に、どの程度外出しましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 毎日
- 2 1週間に3～6日程度
- 3 1週間に1～2日程度
- 4 2週間に1～2日程度
- 5 1ヶ月に1～2日程度
- 6 その他
- 7 外出していない

問26 どのような外出をするときに支援が必要ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 いつも支援が必要
- 2 慣れた場所には一人でできるが、それ以外は支援が必要
- 3 いつもは一人でできるが、調子が悪い場合は支援が必要
- 4 その他
- 5 一人で外出できる

「どのような外出をするときに支援が必要ですか」の1・2・3・4に○をされた方は問26-(1)にお進みください。

問26-(1) 一人で外出できない場合、どのように外出していますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 福祉サービス（移動支援等）を利用している
- 2 福祉タクシー等の移送サービスを利用している
- 3 家族に付き添ってもらっている
- 4 友人や知人、ボランティア等に付き添ってもらっている
- 5 その他

とい がいしゅつ さい し えん ふくし ていど り よう
問27 外出する際の支援として、福祉サービスをどの程度利用したいですか。あて
はまるもの1つに○をしてください。

ふくし いどうしえん こうどうえんご じゅうどほうもんかいご ふく
※福祉サービスには、移動支援、行動援護、重度訪問介護を含みます。

- 1 毎日まいにち
- 2 1週間に3～6日程度しゅうかん にちていど
- 3 1週間に1～2日程度しゅうかん にちていど
- 4 2週間に1～2日程度しゅうかん にちていど
- 5 1ヶ月に1～2日程度かげつ にちていど
- 6 その他た
- 7 利用を希望してないりょう き ぼう
- 8 わからない

【本人の収入の状況及び課税の状況に関する質問です。】

問28 一月当たりの平均的な収入はいくらですか。

※18歳以上の方のみご回答ください。

ひとつきあ 一月当たりの収入	やく 約	まんえん 万円
-------------------	---------	------------

(収入がある場合は問28-(1)へお進みください)

問28-(1) (収入がある方) 収入の内訳はどのようになっていますか。

きゅうりょう こうちんとう 給料・工賃等	やく 約	まんえん 万円
しょうがいねんきん こうてきねんきんとう 障害年金などの公的年金等	やく 約	まんえん 万円
て あて 手当	やく 約	まんえん 万円
し おく 仕送り	やく 約	まんえん 万円
た その他	やく 約	まんえん 万円

問29 住民税と所得税は課税されていますか。また、生活保護は受給していますか。あてはまる方に○をしてください。

じゅうみんぜい 住民税	か ぜい 課税されていない	・	か ぜい 課税されている
しょとくぜい 所得税	か ぜい 課税されていない	・	か ぜい 課税されている
せいかつほ ご 生活保護	じゅきゅう 受給していない	・	じゅきゅう 受給している

【本人の支出に関する質問です。】

問30 一月当たりの平均的な支出はいくらですか。

※18歳以上の方のみご回答ください

1

ひとつきあ 一月当たりの支出	やく 約	まんえん 万円
-------------------	---------	------------

(支出がある場合は問30-(1)へお進みください)

2 わからない

問30-(1) (支出がある方) 支出の内訳はどのようになっていますか。

ふくし 福祉サービスの りようしゃふたん 利用者負担	やく 約	まんえん 万円
しょくひ 食費	やく 約	まんえん 万円
じゅうきよひ やちん 住居費(家賃)	やく 約	まんえん 万円
こうねつすいひ 光熱水費	やく 約	まんえん 万円
いりょうひ 医療費	やく 約	まんえん 万円
た その他	やく 約	まんえん 万円

(福祉サービスを利用している方は問30-(2)へお進みください)

問30-(2) (福祉サービスを利用している方) 通所サービス等を利用する際に食事の提供を受けていますか。また、受けている場合の一月当たりの食費の負担額はいくらですか。

1 受けている

→ ひとつきあ
 一月当たりの食費負担額 約 _____ 万円

2 受けていない

【その他の質問です。】

問3 1 あなたは、何か困ったことがあったとき、どこ(誰)に相談しますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- 1 行政機関(福祉事務所/区市町村の障害福祉担当窓口、障害者更生相談所、保健所、精神保健福祉センター等)
- 2 福祉サービスを提供している事業者や福祉施設
- 3 医療機関
- 4 教育機関(学校等)
- 5 相談支援機関(地域包括支援センター・障害者相談支援センター等)
- 6 社会福祉協議会
- 7 障害者団体・患者会
- 8 民生委員や障害者相談員
- 9 家族
- 10 友人・知人
- 11 その他
- 12 相談したいが、どこ(誰)にも相談できない

問3 2 あなたは、生活をしている中で、どのようなことで困ることがありますか。将来への不安も含めて、自由にお書きください。

(自由記述)

とい 問33 あなたは、生活せいかつをしている中なかで、どのような支援しえんが必要ひつようですか。

じ ゆうき じゆつ
(自由記述)

い りょう しえん
【医療いりょう やリハビリテーションの支援しえんについて】

にゅうようじき ちりょう よういく がっこうきょういく しえん
【乳幼児期にゅうようじきの治療ちりょう・養育よういくや学校がっこう教育きょういくの支援しえんについて】

にちじょうせいかつ しえん
【日常にちじょうせいかつ生活せいかつの支援しえんについて】

ふくし しえん
【福祉サービスふくしの支援しえんについて】

しゃかいさんか しゅうろう しえん
【社会参加しゃかいさんか・就労しゅうろうの支援しえんについて】

しょうがい たい りかい がいしゆつじ しえん
【障害しょうがいに対する理解たいや外出時りかいの支援がいしゆつじについて】

けんり じんけん まも しえん
【権利けんりや人権じんけんを守るための支援まもについて】

た
【その他】

3 第3期障害福祉計画について

(1) 進捗状況について

第3期障害福祉計画については、平成23年2月22日開催の障害保健福祉関係主管課長会議において、「第3期障害福祉計画の考え方」をお示しし、数値目標を設定した項目ごとに都道府県別進捗状況を毎年公表することとした。

(2) 中間報告について

平成23年5月20日付事務連絡「第3期障害福祉計画の作成スケジュール等について」においてお示したとおり、第3期障害福祉計画に示す数値目標及びサービス見込量について、新たに、都道府県から厚生労働省に中間報告を行うこととした。

今回、中間報告を行う際の様式(案)を別紙1及び別紙2にお示ししているが、この様式(案)により、平成23年10月頃、中間報告の依頼を行う予定であるので、ご協力願いたい。

(3) 今後のスケジュールについて

別紙3に、平成23年5月20日付事務連絡でお示した「第3期計画作成スケジュール(予定)」を添付しているので、今後の参考とされたい。

(4) その他

退院可能精神障害者の減少に係る数値目標、相談支援及び同行援護のサービス見込量の考え方については現在検討中であり、決まり次第お示しする。

第3期障害福祉計画について

【基本的理念・基本的考え方】

これまでの考え方に変更ありませんが、必要な時点修正を行います。

【数値目標】

(1) 数値目標

- ①項目は第2期計画と変更ありません。
- ②数値目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標については、次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

項目	基準時点	終了時点	第3期計画の数値目標の基本となる数値とその考え方		備考
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	3割以上	H22.10.1現在の実績 16.6%(5年間) →1年間:3.3% $3.3\% \times 9.5(H17.10月 \sim H27.3月) \div 30\%$	※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
入所者の削減数			1割以上減	現目標:7%(6年間) ⇒第3期計画分:3%(3年間)	

2 退院可能精神障害者の減少に係る数値目標については、社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら検討を進めているところであり、決まり次第お示しする。

3 就労支援事業の数値目標の考え方は、以下のとおり、これまでの計画の考え方を基本として、実績や地域の実情を踏まえて設定する。

項目	第3期計画の数値目標の基本となる考え方
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
就労支援事業の利用者数	平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
	平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

(2) サービスの見込量

サービス見込量の算出の考え方は、変更ありません。

※第3期障害福祉計画の作成に当たって、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましいこととしておりますのでご留意下さい。

(3) 実績値の報告

毎年6月に都道府県から報告していただき、毎年7月に都道府県別に集計の上、進捗率を併せ、都道府県に結果をお知らせします。

【中間報告について】

(1) 目的

他の都道府県の状況を踏まえつつ、障害福祉サービスの計画的な整備を実施していただくために、第3期障害福祉計画の各都道府県の数値目標及びサービス見込量について、中間報告を行っていただくこととします。(報告様式(案)は別紙1参照)

(2) 実施方法

都道府県は、10月末に国に中間報告を行って下さい。国において、これらの数値を都道府県別に集計し、結果を都道府県にお示しします。(ただし、中間報告の時点では、数値目標・サービス見込量が未確定であっても差し支えありません。)

(3) その他

共同生活援助及び共同生活介護は、サービス見込量とともに整備見込量も併せて報告して下さい。(報告様式(案)は別紙2参照)

第3期障害福祉計画中間報告様式(案)

施設入所者の地域生活への移行

基本指針に定める数値目標

(案)
平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

数値目標の設定

(都道府県・市町村において設定)

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	人	○平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	人	○平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	人 %	○差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	人	○施設入所からGH・CH等へ移行した者の数

福祉施設から一般就労への移行

基本指針に定める数値目標

(案)
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。
目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

数値目標の設定

(都道府県・市町村において設定)

項目	数値	考え方
平成17年度の 一般就労移行者数	人	○平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数	人 (倍)	○平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

就労移行支援事業の利用者数

基本指針に定める数値目標

(案)

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

数値目標の設定

(都道府県・市町村において設定)

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	人	○平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	人 (%)	○平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

基本指針に定める数値目標

(案)

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

数値目標の設定

(都道府県・市町村において設定)

項目	数値	考え方
平成26年度末の 就労継続支援(A型)事業 の利用者 (A)	人	○平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援(B型)事業 の利用者	人	○平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援(A型+B型)事業 の利用者 (B)	人	○平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の 就労継続支援(A型)事業の 利用者の割合 (A)÷(B)	%	○平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合

留意事項

○地域生活移行者とは、長期入所が常態化していると考えられる施設（身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、精神障害者入所授産施設）に入所している者の中で地域生活へ移行した者（但し、身体障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設の入所者の中で長期入所が常態化していると各自治体が判断する場合には、当該入所者が地域生活に移行すれば対象に含むものとする。）をいう。（平成18年12月28日事務連絡「障害福祉計画の作成に係るQ&Aについて」）

○一般就労した者とは、一般企業等に就職した者（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

○平成17年度時点の福祉施設とは、次の施設をいう。

（身体障害者施設）更生施設、療護施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

（知的障害者施設）更生施設（入所、通所）、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

（精神障害者施設）生活訓練施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

また、上記で示した旧体系のほか、新体系での移行先として次の施設が考えられる。

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

（平成20年12月22日事務連絡「障害福祉計画の作成に係るQ&A（3）について」）

その他

「退院可能精神障害者の減少」及び労働系の数値目標については、追って連絡する。

中間報告様式(案)(サービス見込量)

○訪問系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	時間	時間	時間
重度訪問介護			
行動援護	人	人	人
重度障害者等包括支援			

○日中活動系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
自立訓練(機能訓練)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
自立訓練(生活訓練)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
就労移行支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
就労継続支援(A型)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
就労継続支援(B型)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
療養介護	人	人	人
短期入所	人日分	人日分	人日分
	人	人	人

○居住系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助	人	人	人
共同生活介護			
施設入所支援	人	人	人

※相談支援及び同行援護のサービス見込量の考え方については、追って示す

中間報告様式(案)(整備見込量)

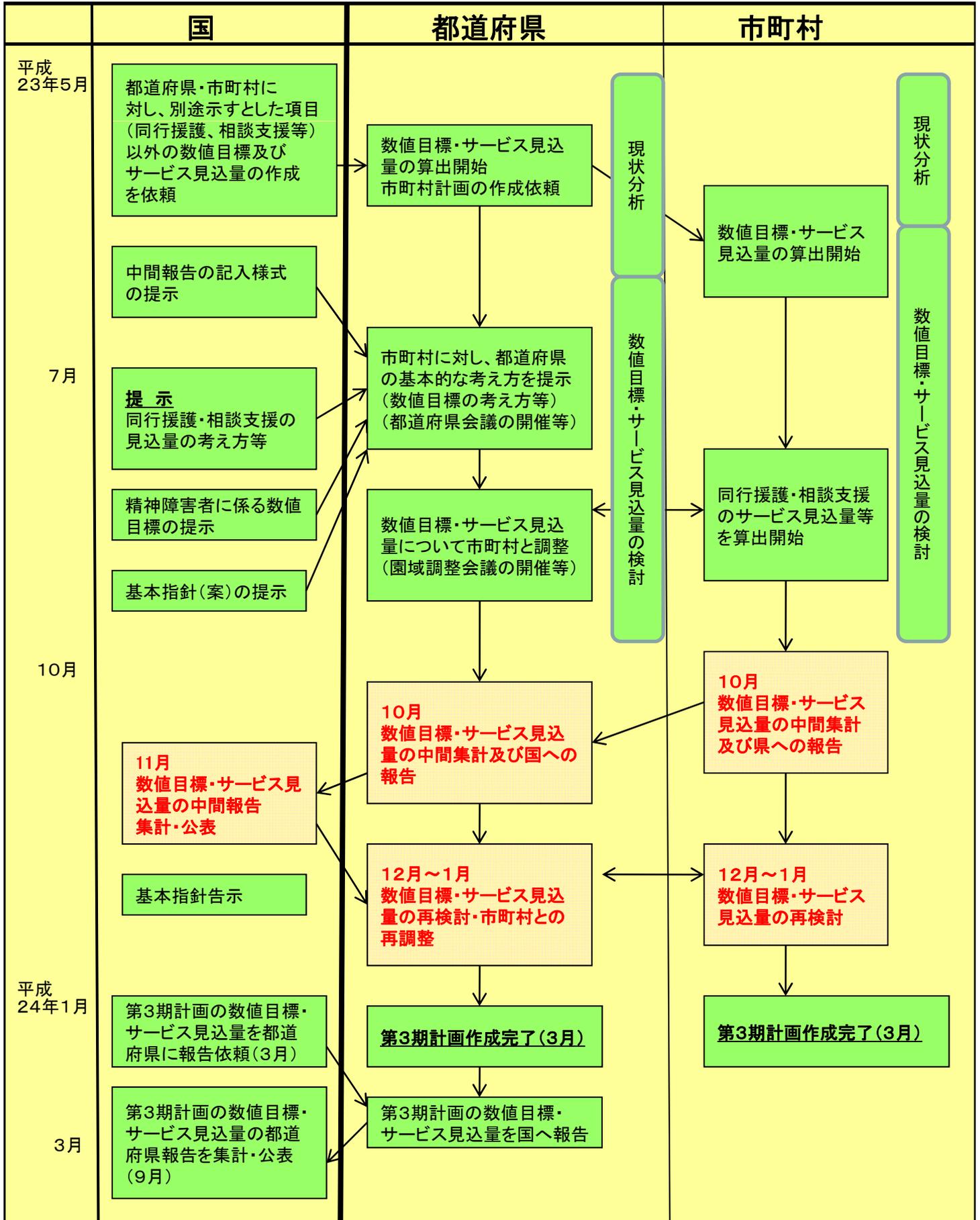
種類	22年度	24年度	25年度	26年度	備 考
	定員数 (実績)	定員数 (見込)	定員数 (見込)	定員数 (見込)	
共同生活援助 共同生活介護	人	人	人	人	各年度の3月31日の定員数。

参 考

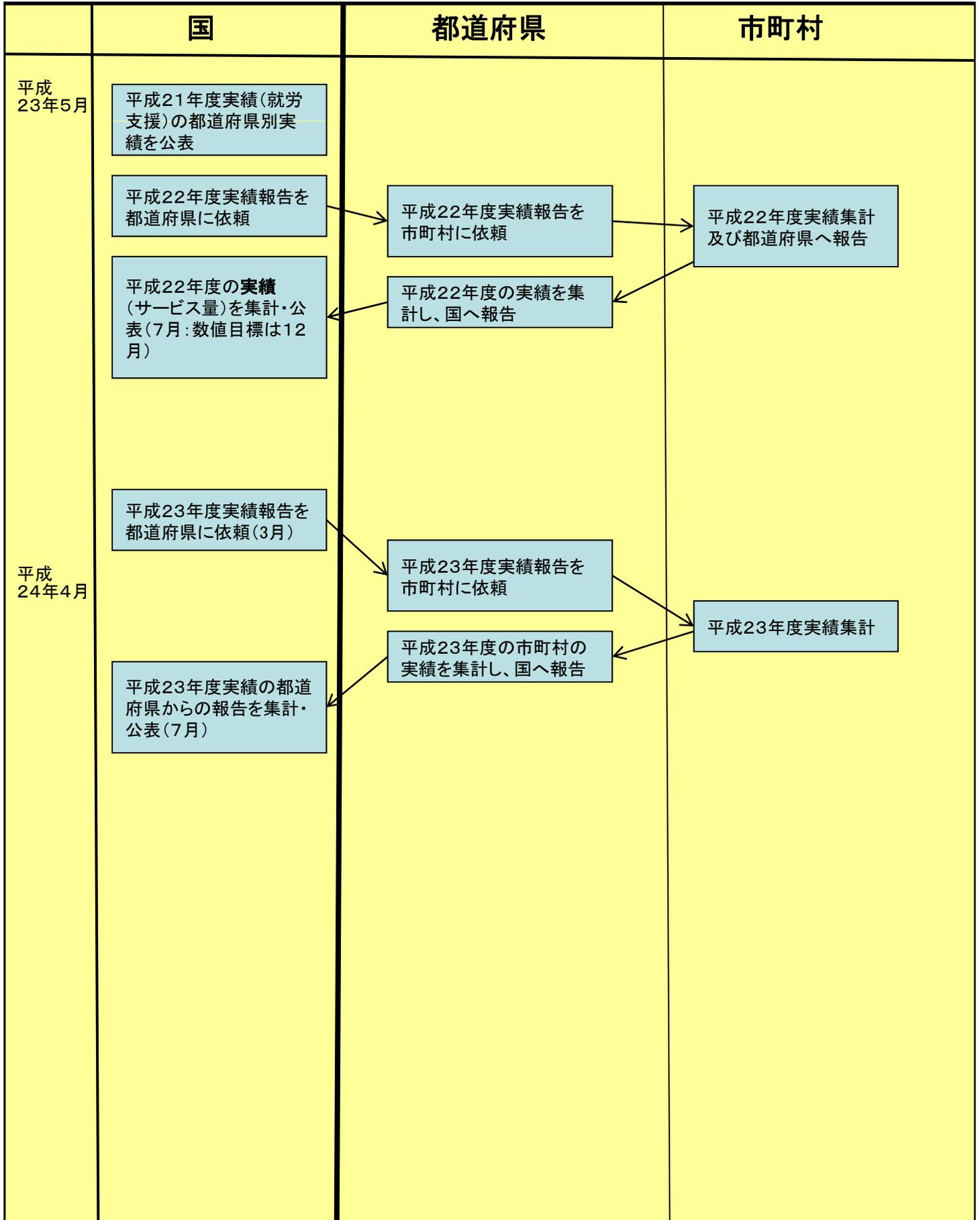
中間報告公表イメージ

種類	22年度			24年度			25年度			26年度			備 考
	定員数 (A)	サービス見 込量の実績 (B)	B/A	定員数 (A)	サービス 見込量 (B)	B/A	定員数 (A)	サービス 見込量 (B)	B/A	定員数 (A)	サービス 見込量 (B)	B/A	
共同生活援助 共同生活介護	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	「定員数」欄は各年度の3月31日の定員数。

第3期計画作成スケジュール(予定):計画作成



第3期計画作成スケジュール(予定):実績報告



4 平成23年度障害者総合福祉推進事業に係る2次募集について

(1) 事業目的について

本事業は、障害者自立支援法廃止後の新たな仕組みである総合的な福祉制度の制定・実施に向けた課題について、実態調査や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。

(2) 事業実施主体について

○都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)

○社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他厚生労働大臣が特に必要と認めた法人

(3) 補助基準額等について

ア 補助基準額 1,000万円を上限(単年度)

イ 補助率 10/10

(4) 1次募集について

1次募集は、別紙指定課題一覧について、平成23年4月7日から5月9日まで公募を行った。その後、外部有識者で構成する評価検討会において内容を審査し、現在、20個の指定課題のうち15個の指定課題について内示を予定している。

(5) 2次募集について

1次募集で残った5個の指定課題についても、調査の必要性から引き続き2次募集において公募を行っていく予定である。なお、2次で募集する指定課題個票については、実施期間が短くなることを考慮し、「求める成果物」等の記載について必要に応じ、修正を行う予定である。

また、本年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、被災障害者の日常生活を含む幅広いニーズの把握とそれらの対応状況を把握する必要性から、新たに指定課題を追加することとしている。

今後、2次募集の詳細については、別途通知等を行う予定である。

(6) 今後のスケジュール(予定)について

- ・ 7月下旬 2次募集開始
- ・ 8月下旬 2次募集締め切り
- ・ 9月末 内示

(参考)

平成23年度障害者総合福祉推進事業に係るホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/>

平成23年度障害者総合福祉推進事業
指定課題一覧(1次募集)

番 号	指 定 課 題
1	障害者の定義・手帳制度などに係る海外の実態に関する調査について
2	障害者の社会参加活動の支援に関する調査について
3	障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査について
4	グループホーム・ケアホーム入居者の栄養管理を行うための障害者支援施設を核とした支援システムの構築のための調査について
5	就労移行支援の充実強化に向けた事例収集とガイドライン作成について
6	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための状態別・疾患別に配慮したテキスト・DVDの検討・作成について
7	既存の戸建て住宅を活用した小規模グループホーム・ケアホームの防火安全対策の検討について
8	障害者自立支援法の改正による相談支援体系の変更に対応する業務評価指標の策定とソフトウェアの開発に関する調査について
9	障害者自立支援法に基づくサービス利用計画の実態に関する調査とモデル事例集の作成について
10	障害者の成年後見制度の利用促進のための事例集とガイドラインの作成について
11	老年期発達障害者（60代以上）への障害福祉サービス提供の現状とニーズ把握に関する調査について
12	発達障害者の障害者自立支援法のサービス利用実態の把握について
13	障害児入所施設の一元化に伴う支援の標準化に関する調査について
14	障害児入所施設における小規模ケア化、地域分散化を推進する上での課題に関する調査について
15	重症心身障害児者の地域生活の実態に関する調査について
16	未来と地域を結ぶ、いわゆる“サポートブック”の実態と活用に関する調査について
17	地域移行・地域定着支援の充実強化に向けた事例収集とガイドラインの作成について
18	精神障害者を対象とした相談支援事業所等におけるアウトリーチ（訪問支援）に係る実態調査について
19	精神症状等を有する認知症患者に係る退院支援パス等の地域連携の推進に関する調査について
20	精神保健福祉活動における保健所の機能強化に向けたガイドラインの作成について

平成 23 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1	障害者の定義・手帳制度などに係る海外の実態に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法の支援の対象者は、身体障害者福祉法上の身体障害者など個別法を引用する形で規定しているが、新たな法制度においては、現在支援の対象となっていない難病患者なども含めて「制度の谷間」のない仕組みの検討が必要となっている。</p> <p>また、障がい者制度改革推進会議における論点の一つとして、手帳制度についても言及がなされているところ。</p> <p>このため、海外の障害福祉制度をはじめとした障害者の定義や手帳制度などの実態に関して、調査研究を行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	文献調査や関係者へのヒアリング等により、障害福祉制度をはじめとした各制度における障害者の定義や、手帳制度などに関して海外の実態を明らかにする。
求める成果物	<p>以下の事項のいずれか又は複数についてまとめた報告書及び各国の制度の対比表などの作成。</p> <p>① 障害福祉制度の概要及び当該制度に係る障害者の定義</p> <p>② その他の障害者施策に係る障害者の定義 (障害者差別禁止法制、障害者雇用制度、所得保障など)</p> <p>③ 障害者手帳制度の実態 (制度の有無、手帳所持による効果、各障害者施策との関係など)</p>
担当課室/担当者	企画課/企画法令係 (内線 3003)

<p>指定課題 11</p>	<p>老年期発達障害者（60 代以上）への障害福祉サービス提供の現状とニーズ把握に関する調査について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>（わが国初の実態把握） 発達障害者に関する支援は生涯を通して提供されるべきであるが、これまでの調査研究に関しては乳幼児期から青年・成人期までのものが多く、老年期の発達障害者の生活と支援に関する実態把握がなされていないため、生涯にわたる支援の提供という観点から、老年期に焦点を当てた実態把握を行う必要がある。</p> <p>（好実践事例の共有） 近年の発達障害者支援センターへの相談実績において、青年・成人期以降の相談件数が増加しており、長期的な視点として老年期の生活や支援に関する効果的な情報提供に役立つ情報の発信が必要になっている。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>方法 1：生活状況の調査</p> <p>（1）老年期（60 歳以上を想定）の発達障害者の生活を把握するために、全国の大都市や中山間地などのサンプル地域を設定し、家庭や施設（障害、介護等）の場に調査員が訪問し、質問調査を実施する（50～100 例程度）こと。</p> <p>（2）調査員には全国自閉症者施設協議会や発達障害者支援センターの職員を加え、調査対象者は福祉サービスや相談を利用している方を対象とすること。</p> <p>（3）質問項目の設定は、老年期発達障害の生活と支援に関する先行調査を把握し、当事者団体や有識者の一定のコンセンサスを得ること。</p> <p>方法 2：支援状況の調査</p> <p>老年期の発達障害者への支援の状況を把握するために、国内外の先行研究や実践を分析した上で、特に福祉サービスの利用や医療対応に関して効果的な実践している地域もしくは支援機関を訪問（10 箇所程度）、支援方法等の整理を行うこと。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>（1）老年期発達障害者の生活状況（住居、財産管理、健康管理、福祉・介護サービスの利用等）の客観的なデータを提示すること。</p> <p>（2）老年期発達障害者への支援（障害福祉、介護、医療等）に関するモデル的な取り組みを提示すること。</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>障害福祉課地域移行・障害児支援室/発達障害対策専門官（内線 3048）</p>

指定課題 13	障害児入所施設の一元化に伴う支援の標準化に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>児童福祉法が改正され、これまで障害種別に分かれていた障害児入所施設は、平成24年4月1日から「障害児入所支援」として一元化され、さらに年齢延長規定もなくなるため、児童に特化した支援が求められる。</p> <p>障害児入所施設の最低基準には個別支援計画の規定はなく、指定基準に施設支援計画の作成は規定されているもののサービス管理責任者の規定がないため、これまでは計画の作成、家庭や関係機関等との連携の責任の所在も明確でなかった。</p> <p>また、障害児入所施設で提供される支援内容は各施設に任されてきたのが現状で、その実態は十分に把握されていない。</p> <p>このため、障害種別の一元化に当たっては、多くの保護者が不安を感じており、また、施設設置者の多くは他の障害種別の児童を受け入れることには消極的である。</p> <p>そこで、現行の障害種別毎に行われている障害児入所施設の支援の実態を詳細に分析するとともに、一元化した場合の支援内容の指針となるべきガイドラインを作成することを目的とする。なお、指針の作成に当たっては、近年増加している被虐待児及び医療ニーズが高い児童へのケアのあり方についても触れることとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 実態調査</p> <p>①タイムスタディによる活動実態及び業務実態の調査を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者と支援者を分けて支援内容ごとの所要時間を示すこと。 ・調査項目： <ul style="list-style-type: none"> 利用者：「睡眠」、「食事」、「着替え」、「風呂」、「学校」、「療育」等の活動内容や職員による支援の内容を分類して時間を示すこと。 支援者：「見守り」、「身体介助」、「リハビリ」、「記録」、「夜間見回り」等の業務内容を分類して時間を示すこと。 <p>②個別支援計画の実態：作成～評価のプロセス及び計画例を示すこと。</p> <p>③専門的ケアの実態：被虐待児に対するケア、医療ニーズが高い児童へのケア（たんの吸引等）、リハビリなど障害特性に応じた特別な支援、在宅復帰又は退所後の自立のための支援</p> <p>※ なお、個別支援計画は、児童養護施設の自立支援計画及び児童デイサービス等の通所支援の個別支援計画との比較を行うこと。</p> <p>被虐待児に対するケアは、児童養護施設との比較を行うこと。</p> <p>(2) 実態調査から、障害の種別、程度、ニーズ等に基づく自立生活支援のための標準的なプログラム（ガイドライン）案を策定すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 報告書には、障害種別、程度ごとに分析結果をまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者が受ける支援の実態（ケア以外の自由時間も含む） ・サービス提供者の業務実態（ケア以外の業務も含む） ・個別支援計画策定の有無、内容の実態 ・被虐待児及び医療ニーズの高い児童等への支援の実態 ・個別支援計画及び実践の好事例を紹介し、分析すること <p>(2) 標準的なプログラムには、被虐待児及び医療的ケア等の特別なニーズへの対応、家庭復帰や退所後の自立生活支援を前提とした支援についても盛り込むこととし、障害種別の一元化の際に取り組みやすい内容とすること。また、今後の施設支援の質の向上のための研修に反映できる内容とすること。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課地域移行・障害児支援室/障害児支援専門官（内線 3048）

<p>指定課題 17</p>	<p>地域移行・地域定着支援の充実強化に向けた事例収集とガイドラインの作成について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者の施設や病院からの地域移行支援や地域定着支援については、これまで補助事業として実施してきた内容を平成24年度からはこれらの補助事業を個別給付化し、地域での取組みを強化することとしている。</p> <p>平成22年度においては、地域移行に係る事業として「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を全都道府県において実施している。しかしながら、地域定着支援に係る事業である「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については全市町村のうち約13%程度の実施率となっており、十分に活用されているとは言い難い現状にある。</p> <p>このため、現在、先駆的に地域移行・地域定着に係る支援を実施している自治体の事例について調査分析等を行うものとする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1)各自治体へのアンケート及び実地調査</p> <p>現在、精神障害者地域移行・地域定着支援事業及び住宅入居等支援事業を実施している自治体について各都道府県担当課あてに照会すること。照会結果に基づき、先駆的な活動と想定されるモデル事例を数ヶ所抽出し、ヒアリングまたは現地調査を行うこと。</p> <p>(2)ガイドラインの作成</p> <p>(1)の調査結果に基づき、地域移行・地域定着支援に係る支援体制や実践事例等が盛り込まれた実用的なガイドラインを作成すること。</p> <p>(3)調査報告会の開催</p> <p>作成したガイドラインを基に調査報告会を行うこと。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1)各自治体へのアンケート調査及び実施調査</p> <p>住宅入居等支援事業については、対象者像、対象者の選定方法（掘り起こし）、事業所の役割、支援内容、24時間支援体制の整備と運営方法及び地域自立支援協議会との連携等について具体的に示されていること。</p> <p>精神障害者・知的障害者・身体障害者への地域移行支援については、対象者像、対象者の選定方法（掘り起こし）、事業所の役割、支援内容、医療機関等の連携他について具体的に示されていること。</p> <p>事例の抽出に際しては、人口バランスや地域的な条件を勘案すること。</p> <p>(2)ガイドラインの作成と報告会の開催</p> <p>抽出された事例を基に、これから取り組む市町村や事業所が、速やかに実施できるよう事業実施に係るフローチャートや図表、関連する法制度の解釈等を盛り込むこと。</p> <p>報告会についてはガイドラインに添った内容とし、モデル事例についての実践報告を盛り込むこと。</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>精神・障害保健課/地域移行支援専門官（内線 3027）</p>

<p>指定課題 18</p>	<p>精神障害者を対象とした相談支援事業所等におけるアウトリーチ（訪問支援）に係る実態調査について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>これまで、精神障害者の退院支援・地域移行に向けた支援を実施してきたが、今後は、地域に向けた支援に加え、入院を防ぎ、地域に根付く支援（地域定着支援）を行うことが重要である。</p> <p>その支援の一手法として、「入院」という形に頼らず、「地域で生活する」ことを前提とすることを目的に、平成23年度よりモデル事業として「精神障害者アウトリーチ推進事業」を創設した。</p> <p>当該事業は、未治療者、治療中断者等の者を対象としているが、こうした方々への支援は、行政や相談支援事業所等による支援を行っているのが現状である。</p> <p>しかしながら、相談支援事業所等による精神障害者への訪問支援の実態については、十分な実態調査がされてこなかったところである。</p> <p>本調査では、相談支援事業所等におけるアウトリーチ（訪問支援）の実際について調査を行い、課題整理を行っていく。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) アウトリーチ（訪問支援）に係る実態把握及び分析</p> <p>先行研究等を参考にする等、先行事例を抽出し、実地調査を行うこと。</p> <p>有識者等による検討委員会を設置し、実態把握の結果や収集された先行事例について分析を行い、今後の支援のあり方等についての検討を行うこと。</p> <p>(2) 調査報告会の開催</p> <p>実態調査結果等に基づき調査報告会を行うこと。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) アウトリーチ（訪問支援）に係る実態調査について</p> <p>対象者像、対象者の選定方法（掘り起こし）、事業所の役割、多職種による支援、支援内容、運営方法及び地域自立支援協議会との連携等について具体的に示されていること。</p> <p>具体的な支援がイメージできるよう実際に支援を行った事例を掲載し、支援計画等についても示すこと。</p> <p>事例の抽出に際しては、人口バランスや地域的な条件を勘案すること。</p> <p>(2) 調査報告会について</p> <p>調査結果はもとより、具体的な実践例の報告についても盛り込むこと。</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>精神・障害保健課/地域移行支援専門官（内線 3027）</p>

